

第1回検討会での主なご意見（1）

■ 総論

（1）議論の進め方

- 被害情報の共有・公表の目的を明確化することが重要。
- 何を議論するか、対応すべき課題は何か、明確にする必要。被害情報の共有、公表ともに、誰が、誰に、何を、どういった目的にというように、しっかりと整理していくべき。
- 被害組織はどの組織と何を共有するかという点を整理すべき。

（2）成果物

- 対応する担当者、経営側の双方にとって実効性のあるものを目指すべき。
- 広報、経営層に対し、「何を出したらいいのか／大丈夫なのか／藪蛇にならないか」を示せるとよい。
- 手順を手取り足取り示すということは難しいが、情報提供主体の理解の底上げを図ることができるものとするべき。
- 被害情報を共有していても公表が遅れると批判される。共有と公表のバランスが難しい。公表が好ましい事例を示すやり方もある。
- 被害企業からすると、届出先が分からない。何らかのフォーマットを示すことも重要。また、共有した情報がどのように活用されているのか、どのような形で公表されるのか等も示されていない。
- 日本シーサート協議会等で、本有識者会議を紹介したが、企業の中には、被害情報の共有・公表については、方法や手順が定まっておらず、ガイダンス策定への期待の声があった。
- 被害の公表について事前に一律の対応方針を定めることは難しいのではないかと。ベストプラクティスを示すというやり方の方がよいのではないかと。

（3）ガイダンスの周知

- ガイダンスを策定し、情報共有に向けた働き掛けを継続していくことが重要。
- IPAにおいてBECのレポートを公表したが、潜在的な被害者にどのように周知するのが課題。

第1回検討会での主なご意見（2）

■ 情報共有

（1）共有先

- 情報の共有には組織間の信頼関係が重要。
- JPCERTやIPAが被害組織との橋渡しをしてはどうか。
- セキュリティ関係の情報を扱う機関が多く届出先が明確でない。
- 被害企業としては被害回復が重要だが、攻撃者の特定、実態解明の観点からは、警察への通報・相談は必要であり、ガイダンスでも取り上げるべき。
- 情報共有活動では情報が欲しいだけの参加者もいる。受け取った情報を適切に活用できる能力があるかなど、共有活動参加者の資質も重要。

（2）共有内容

- サイバー犯罪、サイバー攻撃と様々な被害形態があるが、異なる目的や方法によって行われた被害情報については、共有する上での価値も異なる。共有内容については粒度を分けて考えるべき。

（3）共有時期

- IoC情報を入手する機会が多いが、情報の鮮度の問題で活用が難しい。APT攻撃も期間を置かず繰り返し広げられており、タイムリーな情報共有が必要。
- 情報の鮮度は重要だが、被害組織は多忙を極めており、当該組織の負担を軽減できる方法もあるのではないか。

第1回検討会での主なご意見（3）

■ 情報共有（続き）

（4）共有の意義

- 警察への届出が被害企業として責任ある対応をとっていることの説明として使われるケースもある。そうした背景によるものでもよいので、共有してもらうことが重要ではないか。
- 被害組織の立場からは、情報の共有や公表のメリットが不明確。
- 被害組織のメリットは何か、そのインセンティブと、デメリットをどう軽減するかが重要。
- 被害組織は被害発生時に多大な作業に追われ、リソースが不足する。被害組織の置かれた状況を理解することが重要。
- 大企業であればサートが自走していくが、中小企業は何をやっているかわからない状態。中小企業が報告等をためらうのは、報告等によって自身の不備を追及され、取引先から契約を切られる、取引先にも影響が及んで迷惑をかける等の事情がある。
- サイバー保険の適用を受ける上で、報告や被害の公表を条件にする等の方法が有効ではないか。

（5）その他

- 一口に「被害企業」といってもサプライチェーンの中で様々な主体が関わっており、一企業の問題では済まないという事情を押さえる必要。
- ベンダーの行動上の制約が大きく、秘密保持契約において何らかの措置を検討してもよいのではないか。例えば、モデル契約を示し、メリット・デメリットの解説をしてはどうか。
- ガイダンスでベンダーの果たすべき役割を示した上でモデル契約を示すというアイデアもあるのではないか。

第1回検討会での主なご意見（4）

■ 被害の公表

（1）公表の意義

- ガイドラインに沿って対応したことを、公表時に宣言することで社会的責任を果たしているとする示せるようになればよい。
- 被害を公表しないことのリスクについても触れる必要。
- 被害を公表することにより、一般からの問合せの交通整理がなされ、いわば避雷針のような効果が期待できる。
- 被害組織の立場からは、情報の共有や公表のメリットが不明確。【再掲】
- サイバー保険の適用を受ける上で、報告や被害の公表を条件にする等の方法が有効ではないか。【再掲】
- ガイダンスにおいて被害公表の社会的意義を確認すべき。社会全体で問題意識が共有され関心が高まることで、対策が進むこともある。

（2）その他

- 被害の公表については、個々の被害組織が対応するのではなく、専門機関等が対応した方がよいのではないか。

■ その他

- 個人情報情報の漏えいが生じた際の個人情報に対する報告が義務付けられた。個人情報委は相当な情報を有していると思われ、行政機関間の共有も重要な課題。
- 事案が発生すると被害者側の対応が批判されることが多い。悪いのは攻撃者であり、攻撃者の検挙に向けて国際協力を進めていくことが重要。